

八日市市教育集会所条例

(設置)

第 1 条 同和対策事業特別措置法(昭和 44 年法律第 60 号)の基^項定に基づき、住民の教育文化の向上に寄与するため、本市に教育集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 集会所の名称および位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|---------------|
| 八日市市立野口教育集会所 | 八日市市野口町 98 番地 |

(事業)

第 3 条 第 1 条の規定による集会所事業として、次の事業を行なう。

- (1) 各種学級、講座等の開設に関する事。
- (2) 自主的教育活動の育成指導に関する事。
- (3) レクリエーション活動の実施に関する事。
- (4) その他八日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事。

(管理運営)

第 4 条 集会所は、委員会が管理運営する。

(職員)

第 5 条 集会所に所長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第 6 条 集会所を使用するときは、別表に定める使用料を徴収する。
ただし、第 3 条に規定する事業に使用するとき、使用料を徴収しない。

(弁償)

第7条 集会所を使用する者が建物、施設、備品その他に対し、故意または重大な過失により損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

| 室 名 | 使用時間および使用料 | | | |
|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 9:00~12:00 | 12:00~17:00 | 17:00~22:00 | 9:00~22:00 |
| 大 広 間 | 5 0 0円 | 5 0 0円 | 7 0 0円 | 1,0 0 0円 |
| 学 習 室 | 2 0 0円 | 3 0 0円 | 4 0 0円 | 8 0 0円 |
| 調理実習室 | 2 0 0円 | 3 0 0円 | 4 0 0円 | 8 0 0円 |

備考 プロパンもしくは特別の設備を使用する場合は、実費相当額を徴収する。

八日市市教育集会所条例の一部を 改正する条例

八日市市教育集会所条例（昭和52年八日市市条例第9号）の一部を次の
ように改正する。

第2条中

| | |
|--------------|-------------|
| 八日市市立野口教育集会所 | 八日市市野口町98番地 |
|--------------|-------------|

を

| | |
|----------------|-----------------|
| 八日市市立野口教育集会所 | 八日市市野口町98番地 |
| 八日市市立小脇町宮教育集会所 | 八日市市小脇町2308番地の2 |

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 14 号

八日市市教育集会所条例等の 一部を改正する条例

八日市市教育集会所条例（昭和 52 年八日市市条例第 9 号）の一部を
に改正する。

条中「同和対策事業特別措置法（昭和 44 年法律第 60 号）」を「地
対策特別措置法（昭和 57 年法律第 16 号）」に改める。

八日市市福祉医療費助成条例（昭和 48 年八日市市条例第 25 号）の
次のように改正する。

条第 2 号オ中「同和対策事業特別措置法（昭和 44 年法律第 60 号）」
を「地域改善対策特別措置法（昭和 57 年法律第 16 号）」に改める。

八日市市はり、きゅう、マッサージ施術費助成条例（昭和 54 年八日
市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

条第 1 号エ中「同和対策事業特別措置法（昭和 44 年法律第 60 号）」
を「地域改善対策特別措置法（昭和 57 年法律第 16 号）」に改める。

則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和57.年
八日市市 条

第1条

次のよ

第1

域改善

第2条

一部を

第2

を「地

第3条

市市条

第2

を「地

付

この条

八日市市教育集会所条例の一部を
改正する条例

八日市市教育集会所条例（昭和52年八日市市条例第9号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条（見出しを含む。）中、「および」を「及び」に、

| | | |
|----------------|-----------------|----|
| 八日市市立小脇町宮教育集会所 | 八日市市小脇町2308番地の2 | 」を |
| 八日市市立小脇町宮教育集会所 | 八日市市小脇町2308番地の2 | 」に |
| 八日市市立平田駅前教育集会所 | 八日市市平田町128番地 | |

改める。

第7条中、「または」を「又は」に改める。

別表（備考を含む。）中、「および」を「及び」に、「もしくは」を「若しく
は」に改める。

付 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

昭和 62 年 7 月 1 日
八日市市条例第 27 号

八日市市教育集会所条例の一部を改正する
条例

八日市市教育集会所条例（昭和52年八日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）」を「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

(八日市市教育集会所条例の一部改正)

第2条 八日市市教育集会所条例(昭和52年八日市市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表(備考を除く。)を次のように改める。

別表(第6条関係)

| 室名 | 使用時間及び使用料 | | | |
|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 9:00~12:00 | 12:00~17:00 | 17:00~22:00 | 9:00~22:00 |
| 大広間 | 510円 | 510円 | 720円 | 1,030円 |
| 学習室 | 200円 | 300円 | 410円 | 820円 |
| 調査実習室 | 200円 | 300円 | 410円 | 820円 |

(八日市市隣保館条例の一部改正)

第3条 八日市市隣保館条例(昭和39年八日市市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

| 室名 | 使用時間及び使用料 | | | |
|-----|------------|-------------|-------------|------------|
| | 9:00~12:00 | 12:00~17:00 | 17:00~22:00 | 9:00~22:00 |
| 集会室 | 300円 | 410円 | 510円 | 1,030円 |
| 教養室 | 200円 | 300円 | 410円 | 820円 |
| 図書室 | 200円 | 300円 | 410円 | 820円 |

付 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。